「非課税口座に設けられた二以上の非課税管理勘定（」に、「非課税口座が」を「非課税管理勘定が」に、「金融商品取引業者等が設けた営業所に開設されている」を「非課税口座に設けられている」に、「の非課税口座に」を「の非課税管理勘定に」に、「より非課税口座」を「より非課税管理勘定」に、「非課税口座の」を「非課税管理勘定の」に、「設定された非課税口座」を「設けられた非課税管理勘定」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を加え、「非課税口座へ」を「非課税管理勘定へ」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「開設する非課税口座」の下に「に設けられた非課税管理勘定」を加え、「非課税口座へ」を「非課税管理勘定へ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等である第二十五条の十の二第十五項第十号の二に規定する旧新株予約権を発行した法人を同号に規定する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人とする同号に規定する合併等により取得する同号に規定する合併法人等新株予約権等で、当該取得する合併法人等新株予約権等の当該非課税管理勘定への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの

第二十五条の十三第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第三十七条の十四第五項第二号イ⑵に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等は、同号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び次項において「非課税管理勘定」という。）を設けた同号の口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出して移管がされる上場株式等とする。

第二十五条の十三第十四項中「申請書の提出」の下に「（同項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第十六項及び第十七項中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に改め、同条に次の一項を加える。

22　法第三十七条の十四第九項の金融商品取引業者等の営業所の長から同項第一号に掲げる方法により同項に規定する申請事項の提供を受けた同条第十項の所轄税務署長は、当該金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面の交付をする際、その交付をする当該書類又は書面の別その他の財務省令で定める事項を、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供するものとする。

第二十五条の十三の二第三項中「の受理、同条第十一項」を「（電磁的方法により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次条第一項及び第二十五条の十三の六第五項において同じ。）の受理、法第三十七条の十四第十一項」に改める。

第二十五条の十三の六第五項中「（電磁的方法（第二十五条の十の二第十項第一号に規定する電磁的方法をいう。以下この項において同じ。）により提供された当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（第二十五条の十の九第三項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を含む。）、非課税口座開設確認書」を「、非課税適用確認書」に、「第二十五条の十三第十二項」を「第二十五条の十三第十三項」に改める。

第二十五条の十四第十五項第七号中「同条第九項第三号」を「同条第十項第三号」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第二十五条の十四の二第五項第一号中「第十九条の三第九項に」を「同項に」に改め、同項第七号中「同条第九項第三号」を「同条第十項第三号」に、「同項第九号」を「同項第十号」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第二章第八節の三中第二十五条の十八の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第二十五条の十八の二　法第四十条の三の二第一項に規定する内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分は、同項の資産又は権利で当該内国法人の事業の用及び当該内国法人の事業の用以外の用に供されているもののうち、次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する部分とする。

一　土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下この号において「建物等」という。）の賃借権、使用貸借権その他建物等の使用又は収益を目的とする権利　当該土地又は建物等の価額に相当する金額に、当該土地又は建物等の面積又は床面積のうちに占める当該内国法人の事業の用に供されている権利が設定されている部分の面積又は床面積の割合を乗じて計算した金額

二　工業所有権その他の資産の使用又は収益を目的とする権利（前号に掲げるものを除く。）　当該工業所有権その他の資産の価額に相当する金額に、法第四十条の三の二第一項の個人が収入すべき当該工業所有権の使用料の総額のうちに占める当該内国法人から収入すべき使用料の額の割合その他権利の種類及び性質に照らして合理的と認められる基準により算出した当該内国法人の事業の用に供されている割合を乗じて計算した金額

2　法第四十条の三の二第一項に規定する政令で定める要件は、同項の債務処理に関する計画が法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第四号又は第五号（これらの規定を第三十九条の二十八の二第一項の規定により適用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することとする。

第二十六条第二十項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、同条第二十四項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十六条の四第七項及び第十九項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第二十六条の九の二の次に次の一条を加える。

（特定割引債に係る民間都市開発推進機構の範囲）

第二十六条の九の三　法第四十一条の十二第一項に規定する政令で定める民間都市開発推進機構は、公益財団法人であるものとする。

第二十六条の十六第二号及び第二十六条の十八の二第二項中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第四号」に改める。

第二十六条の二十八の七を削る。

第二十七条の二第四項中「第三条の二第八項の規定は法第四十二条の二第一項第一号に規定する政令で定めるものについて、第三条の二第三項の規定は同号」を「第三条の二第二項の規定は法第四十二条の二第一項第一号」に、「同条第九項の」を「第三条の二第十二項の」に、「同条第三項各号」を「同条第二項各号」に、「同条第九項第一号中「第五条の三第四項第一号」を「同条第十二項第一号中「第五条の三第四項第七号」に改める。

第二十七条の四第八項第一号中「イ又はロに」を「次に」に、「及び第四号」を「、第三号及び第五号」に改め、「。次号及び第三号において同じ」を削り、同項第二号中「この項及び次項」を「この号、次号及び第六号」に、「に基づき研究員を当該大学等に派遣して行うもの（次号に掲げるものを除く。）」を「（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該法人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該法人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用のうち当該法人が負担した額を確認する旨及びその方法、当該試験研究の成果が当該法人及び当該大学等に帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの」に改め、同項第三号を次のように改める。